

介護保険制度が変わりました

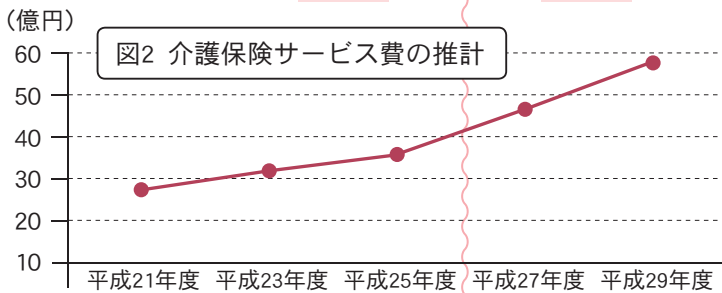
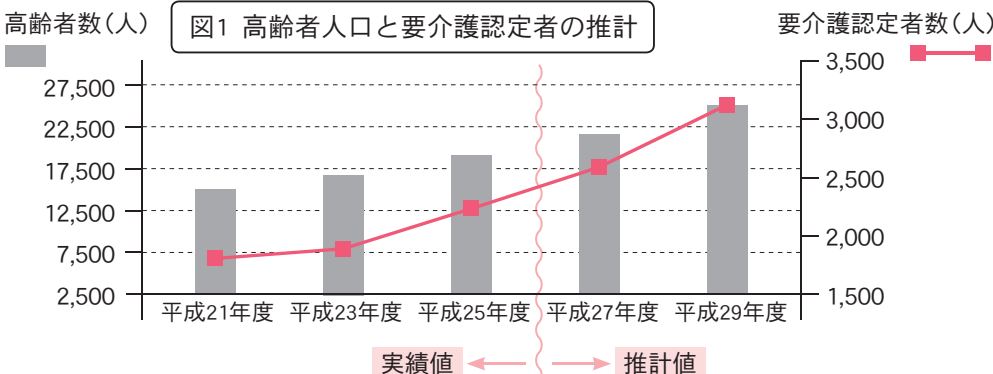
変わりました

① 介護保険料

平成27～29年度

65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、「今後3年間でどのような介護サービス費がどれくらい必要となるか」を判断して、3年ごとに見直しを行います。

介護サービスを利用する方が年々増えていること、介護報酬が見直されたこと、特別養護老人ホームなどの介護施設を整備することなどにより、介護サービス費が増加することが見込まれるため（図1、図2参照）、その費用をまかなうために保険料の見直しが必要になります。



問 高齢福祉課
☎内線1752

変わりました

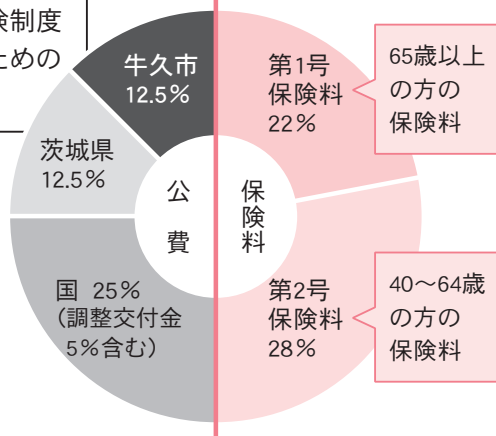
② 介護保険料の基準額

4,400円/月額
←
4,800円/月額

市の介護サービス費用総額の22%を65歳以上の方に介護保険料として負担いただきます(図3)。

介護保険料を算定するために、基となる介護保険料基準額を市町村ごとに算定します。介護保険料の負担軽減を目的に、介護保険給付費準備基金を繰り入れし、平成27年度から平成29年度の基準額はこれまでの4,400円(月額)から4,800円(月額)になりました。

図3 介護保険制度を運営するための財源割合



介護保険料基準額の算定方法

$$\text{市が介護保険制度を運営するための費用} \times 22\% \div \text{65歳以上の方の負担分} \div \text{市内在住の65歳以上の人数} \div 12 \text{ 力月} = \text{4,800円 基準額(月額)}$$

見直しました

③ 所得段階区分

基準額の変更とともに、介護保険料の所得段階区分を見直しました。介護保険料は65歳以上の被保険者ごとの所得に応じ、下表の所得段階区分により算定します。

変わりました

④ 介護サービスに係る費用(介護報酬など)

平成27年4月から介護サービスの報酬などが改定されました。改定に伴い介護サービス利用料が変わる場合がありますので、担当のケアマネージャー、または介護サービス事業者へお問い合わせください。

表 介護保険料の所得段階区分

所得段階区分	対象者	平成27年度～平成29年度の介護保険料(年額)
第一所得段階	老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税および生活保護受給者の場合 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	4,800円×0.5×12月=28,800円
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の場合	4,800円×0.65×12月=37,400円
第三所得段階	世帯全員が住民税非課税で、第一所得段階・第二所得段階に該当しない場合	4,800円×0.75×12月=43,200円
第四所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 (同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	4,800円×0.9×12月=51,800円
第五所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 (同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	4,800円×1.0×12月=57,600円
第六所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額125万円未満の場合	4,800円×1.15×12月=66,200円
第七所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額125万円以上200万円未満の場合	4,800円×1.25×12月=72,000円
第八所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額200万円以上400万円未満の場合	4,800円×1.5×12月=86,400円
第九所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額400万円以上の場合	4,800円×1.75×12月=100,800円

※端数処理しています。

一部変わります

⑤ 居住費の利用者負担(負担限度額認定)

施設サービスおよび短期入所サービス(ショートステイ)の居住費の利用者負担の上限額(負担限度額)が、平成27年4月1日から次のとおり一部変更されています。

利用者負担段階が第2・3段階の方で、多
居室を利用した際の
居住費
320円/日額
←
370円/日額

※すでに認定証をお持ちの方で右記に該当する場合は、平成27年4月からは認定証に記載された限度額にかかわらず、変更後の限度額が適用されます。